

発議第 1 号



向原土地区画整理事業への支援に関する決議（案）

上記の決議（案）を別紙のとおり、かすみがうら市議会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月20日

かすみがうら市議会
議長 中根光男様

提出者 かすみがうら市議会議員

鈴木良道



賛成者 かすみがうら市議会議員

藤井和一



同 上 かすみがうら市議会議員

小鹿野定信



同 上 かすみがうら市議会議員

加田豊治



同 上 かすみがうら市議会議員

小松崎誠



同 上 かすみがうら市議会議員

岡崎亮



同 上 かすみがうら市議会議員

川村成二



同 上 かすみがうら市議会議員

来栖文治



同 上 かすみがうら市議会議員

行 締 手 旗

同 上 かすみがうら市議会議員

向原土地区画整理事業への支援に関する決議（案）

当該土地区画整理事業は、地権者自らが組織する組合の施行によるものであり、保留地の処分金を主な財源として着手した。しかし、その後の経済状況や地価下落により、事業計画及び収支は大きく崩れ、資金不足が発生し、解消できずに、現在に至っている。

国は施行指針の中で、組合経営の健全化を図るために、組合員の自助努力により各種方策を機動的に導入することが必須であるとしている。

当該組合の事業は既に完了し、債務のみが残されている状況から、組合は、その経営状況を自ら再度的確に把握し、その位置を認識するとともに必要な措置を講ずることが求められており、自助努力の第一段階として賦課金を徴収したことは評価する。

一方、指導的立場にある市や関係機関の取り組みも非常に重要かつ不可欠である。

我々は、この置かれた現状を重く受け止め、これまでの市長の提案のとおり、解決に向けた組合の自助努力及び関係機関の協力を礎として、相互が本件の課題に真摯に向き合い、最善を尽くすことを求めるものであるが、市は下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 市と向原土地区画整理事業組合は、現在、本件について調停の最中にある。その結果が出された場合、市は最大限これに配慮しつつ、真摯な対応に注力すること。
- 2 市が支援の可否判断をする場合は、法的根拠又は類する根拠に向き合って論ずること。

以上、決議する。